

事業報告書

(自 令和6年9月1日 至 令和7年8月31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名称 医療法人 くが眼科医院
- ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
- ② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人
 出資額限度法人 その他
- ③ 基金制度採用 基金制度不採用

(2) 事務所の所在地 広島市佐伯区五日市中央7-12-1

(3) 設立認可年月日 平成1年5月15日

(4) 設立登記年月日 平成1年5月17日

(5) 役員及び評議員

	氏名	備考
理事長	久賀宣幸	くが眼科医院 管理者
理事		
同		
同		
同		
監事		

2 事業の概要

(1) 本来業務 (開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種類	施設の名称	医療機関コード	開設場所	許可病床数
診療所	くが眼科医院	3410215697	広島市佐伯区五日市中 央7-12-1	無し

(2) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和7年8月31日 次年度予算決定の件

令和6年10月29日 令和5年度決算の決定の件

法人名 医療法人 くが眼科医院
 所在地 広島市佐伯区五日市中央7丁目12番1号

※医療法人整理番号 02618

貸借対照表
 (令和7年8月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	359,740	I 流動負債	21,921
II 固定資産	55,295	II 固定負債	40,000
1 有形固定資産	28,508		
2 その他の資産	26,787	負債合計	61,921
		純資産の部	
		科目	金額
		I 出資金	10,000
		II 積立金	343,114
		II 評価・換算差額等	
		純資産合計	353,114
資産合計	415,035	負債・純資産合計	415,035

(注) 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

様式 4 - 2

法人名 医療法人 くが眼科医院
 所在地 広島市佐伯区五日市中央7丁目12番1号

※医療法人整理番号 02618

損 益 計 算 書
 (自 令和6年9月1日 至 令和7年8月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
1 事業収益	430,120
2 事業費用	414,522
事業損失	15,598
II 事業外収益	2,677
III 事業外費用	256
経常損失	18,019
IV 特別利益	
税引前当期純損失	18,019
法人税等	71
当期純損失	17,948

様式 2

法人名 医療法人 くが眼科医院

※医療法人整理番号 02618

所在地 広島市佐伯区五日市中央7丁目12番1号

財 産 目 録
(令和7年8月31日現在)

1. 資 産 額	415,035 千円
2. 負 債 額	61,921 千円
3. 純 資 産 額	353,114 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	359,740
B 固 定 資 産	55,295
C 資 産 合 計 (A+B)	415,035
D 負 債 合 計	61,921
E 純 資 産 (C-D)	353,114

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式 5

法人名 医療法人 くが眼科医院

※医療法人整理番号 02618

所在地 広島市佐伯区五日市中央7丁目12番1号

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	資産総額 (千円)	事業の 内容	関係 事業者 との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係 事業者 との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
なし							

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

監事監査報告書

医療法人 くが眼科医院
理事長 久賀 宣幸 殿

私は、医療法人くが眼科医院の令和6年会計年度（令和6年9月1日から令和7年8月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- （1）事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- （2）会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- （3）計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- （4）理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。

令和7年10月29日

医療法人 くが眼科医院

監事